

令和 9 年 度

宮城県立特別支援学校幼稚部入学者選考

宮城県立支援学校高等学園等入学者選考

宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考

〈宮城県立特別支援学校幼稚部〉

入学者選考要項

宮城県立特別支援学校幼稚部設置校一覧

〈宮城県立支援学校高等学園及び

宮城県立秋保かがやき支援学校高等部産業技術科〉

入学者選考方針

入学者選考要項

〈宮城県立特別支援学校高等部・専攻科〉

入学者選考方針

入学者選考要項

入学者選考事務要領

入学者募集要項

宮城県立特別支援学校高等部・専攻科設置校及び支援学校高等学園一覧

宮 城 県 教 育 委 員 会

目 次

I	令和9年度宮城県立特別支援学校幼稚部入学者選考要項	1
1	幼稚部設置学校名、出願資格及び募集定員等	1
2	出願手続	1
3	出願期間	1
4	選考方法	1
5	教育相談	2
6	その他	2
7	宮城県立特別支援学校幼稚部設置校一覧	2
II	令和9年度宮城県立支援学校高等学園及び宮城県立秋保かがやき支援学校高等部産業技術科入学者選考方針	3
1	基本原則	3
2	第一次募集	3
3	追検による選考	3
4	第二次募集	3
III	令和9年度宮城県立支援学校高等学園等入学者選考要項	4
第1	学校名、学科名、修業年限及び募集定員	4
第2	第一次募集（高等学園等）	4
1	出願資格	4
2	出願制限	4
3	出願手続	4
4	出願期間	5
5	県外からの出願	5
6	出願の取消	6
7	追検による選考の実施	6
8	選考期日及び合格者の発表	7
第3	第二次募集（高等学園等）	7
1	第二次募集の実施	7
2	出願資格	7
3	出願制限	7
第4	入学の辞退（高等学園等）	7
第5	その他（高等学園等）	7
1	共通学力検査教科別得点の簡易開示	7
2	共通学力検査及び諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い	8
3	東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の取扱い	8

IV	令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考方針	9
1	基本原則	9
2	第一次募集	9
3	追検による選考	9
4	第二次募集	9
V	令和9年度宮城県立特別支援学校高等部（知的障害）入学者選考要項	10
第1	高等部設置学校名、学科名、修業年限及び募集定員	10
第2	第一次募集（知的障害）	10
1	出願資格	10
2	出願制限	10
3	出願手続	10
4	出願期間	11
5	県外からの出願	11
6	出願の取消	12
7	追検による選考の実施	12
8	選考期日及び合格者の発表	13
第3	第二次募集（知的障害）	13
1	第二次募集の実施	13
2	出願資格	14
3	出願制限	14
第4	入学の辞退（知的障害）	14
第5	その他（知的障害）	14
1	学力検査教科別得点の簡易開示	14
2	諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い	14
3	東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の取扱い	14
VI	令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科（知的障害以外）入学者選考要項	15
第1	高等部及び専攻科設置学校名、学科名、修業年限及び募集定員	15
1	高等部	15
2	専攻科	15
第2	第一次募集（知的障害以外）	15
1	出願資格	15
2	併願の不可	15
3	出願手続	15
4	出願期間	16
5	県外からの出願	16
6	出願の取消	17
7	追検による選考の実施	18

8 選考期日及び合格者の発表	1 9
第3 第二次募集（知的障害以外）	1 9
1 第二次募集の実施	1 9
2 出願資格	1 9
3 出願制限	1 9
第4 入学の辞退（知的障害以外）	2 0
第5 その他（知的障害以外）	2 0
1 学力検査教科別得点の簡易開示	2 0
2 諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い	2 0
3 東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の取扱い	2 0
 VII 令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者選考事務 要領	 2 1
第1 出願に伴う事務	2 1
1 出願受付について	2 1
第2 選考に関する事務	2 1
1 選考について	2 1
2 選考決定後の処理について	2 1
第3 入学者選考に係るフロー図（概要）	2 2
第4 各種様式一覧	2 6
第5 各種様式（願書、様式第1号～様式第8号）	2 7
 VIII 令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園及び専攻科入学者選考における 東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置	 4 1
1 出願資格及び出願手続き	4 1
2 被災に伴う転学者の取扱い	4 1
3 各種様式（様式第9号-1、様式第9号-2）	4 3
 IX 令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項	 4 5
1 宮城県立特別支援学校高等部・専攻科（知的障害以外）	4 5
2 宮城県立特別支援学校高等部（知的障害）	4 6
3 宮城県立支援学校高等学園等	4 7
 X 宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園及び専攻科設置校一覧	 4 8
 XI 宮城県立特別支援学校幼稚部通学区域	 4 9
 XII 宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園及び専攻科通学区域	 4 9
宮城県立特別支援学校（知的障害）高等部通学区域（仙台市内）	5 0

I 令和9年度宮城県立特別支援学校幼稚部入学者選考要項

令和9年度の宮城県立特別支援学校幼稚部の募集及び入学者の選考は、この要項の定めるところにより実施する。

なお、詳細については、各学校が定める募集要項を参照すること。

1 幼稚部設置学校名、出願資格及び募集定員等

(1) 宮城県立視覚支援学校 幼稚部

学 校 名	出願資格	学年等	募集定員
視覚支援学校	視覚障害があり、原則として保護者とともに県内に居住している者で、令和3年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた者	3歳児	5
		4歳児	5
		5歳児	5

(2) 宮城県立聴覚支援学校 幼稚部

学 校 名	出願資格	学年等	募集定員
聴覚支援学校	聴覚障害があり、原則として保護者とともに県内に居住している者で、令和3年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた者	3 歳児	1 0
		4 歳児	1 0
		5 歳児	1 0
聴覚支援学校小牛田校		3 歳児	5
		4 歳児	5
		5 歳児	5

2 出願手続

- (1) 志願者は、出願に必要な書類を志願先の県立特別支援学校長に請求する。
- (2) 出願に必要な書類は、志願先の県立特別支援学校長が交付する。
- (3) 志願者は、入学願書及び県立特別支援学校長が指定した書類を志願先の県立特別支援学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒1通(志願先の県立特別支援学校長が指定する大きさの封筒に簡易書留郵便料金分の切手を貼付し、保護者氏名、住所、郵便番号等を明記したもの。)と併せて、志願先の県立特別支援学校長に送付すること。

3 出願期間

出願期間は、令和8年12月1日(火)から令和8年12月15日(火)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

4 選考方法

- (1) 選考は、出願書類、教育相談の内容を基に、総合的に判断して決定する。
- (2) 選考場所については、出願先の県立特別支援学校において行う。

(3) 選考期日及び結果の発表

ア 各県立特別支援学校では、下記の期日に選考及び結果の発表を行う。

学 校 名	選 考 日	発 表 日
視覚支援学校 聴覚支援学校 聴覚支援学校小牛田校	令和9年1月19日(火)	令和9年1月22日(金)

イ 合格者の発表は、発表日の午後3時に学校ごとに行う。なお、結果に係る通知書の郵送を希望する場合は、結果通知用封筒1通(志願先の県立特別支援学校長が指定する大きさの封筒、簡易書留郵便料金分の切手を貼付し、保護者氏名、住所、郵便番号等を明記したもの。)を志願先の県立特別支援学校長に送付すること。

ウ 志願先の県立特別支援学校長は、保護者へ選考結果通知書にて選考結果を通知する。
なお、結果についての問い合わせには応じない。

エ 入学を辞退する場合は、各校の手続きに従い、志願先の県立特別支援学校長に届け出る。

5 教育相談

(1) 宮城県立特別支援学校幼稚部を志願する者は、出願日までに、原則として事前に教育相談を受けること。

(2) 教育相談の期日等については、事前に各校に問い合わせること。

6 その他

(1) 県外に居住している者で以下に該当する場合は、出願資格を有するものとする。

ア 保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を県内に異動せざるを得ない場合。

イ その他特別な事情があると認められる場合。

(2) 出願に係る手数料は、徴収しない。

(3) 特別な事情により出願期間内に出席できなかった者については、志願先の県立特別支援学校長と県教育委員会が協議を行い、出願の可否を決定するものとする。

7 宮城県立特別支援学校幼稚部設置校一覧

学 校 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
視 覚 支 援 学 校	980-0011	仙台市青葉区上杉6-5-1	022-234-6333
聴 覚 支 援 学 校	982-0001	仙台市太白区八本松2-7-29	022-248-0648
聴覚支援学校小牛田校	987-0005	遠田郡美里町北浦字船入1	0229-32-2110

Ⅱ 令和９年度宮城県立支援学校高等学園及び宮城県立秋保かがやき支援学校高等部産業技術科入学者選考方針

県立支援学校高等学園及び県立秋保かがやき支援学校高等部産業技術科（以下「県立高等学園等」という。）に係る入学者の選考は、県立高等学園等の教育目的の実現及び生徒の健全育成と適切な教育支援を期し、厳正に行うものとする。

１ 基本原則

- （１） 県立高等学園等は、入学希望者が県立高等学園等の教育を受けることが適切かどうかについて、中学校長、義務教育学校長、中等教育学校長及び特別支援学校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、共通学力検査及び県立高等学園等で実施する諸検査等の結果に基づいて総合的に判断する。
- （２） 入学者の選考に当たっては、厳正を期するために県立高等学園等に選考委員会を設置するものとする。

２ 第一次募集

- （１） 県立高等学園等は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。入学者の選考に当たり、県立高等学園等の校長は、原則として、調査書、共通学力検査の結果及び県立高等学園等で実施する諸検査等の結果により選考するものとする。
- （２） 共通学力検査
 - ア 共通学力検査の実施期日は、諸検査等と同日に行うこととし、宮城県教育委員会が定める。
 - イ 共通学力検査の実施教科は、国語及び数学とする。
 - ウ 共通学力検査の内容は、小学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な内容を重視するとともに、生徒の多様な能力や適性等を把握する観点に基づく問題となるよう配慮するものとし、宮城県教育委員会が定める。
- （３） 諸検査等
 - ア 諸検査等の実施期日は、共通学力検査と同日に行うこととし、宮城県教育委員会が定める。
 - イ 諸検査等の内容及び実施方法は、各県立高等学園等において適切に定める。
 - ウ 諸検査等の内容及び実施方法は、障害の状態、発達段階、特性等に十分配慮する。

３ 追検による選考

県立高等学園等は、第一次募集選考日当日に、やむを得ない事由により受検できなかった者を対象に、追検による選考を実施する。この場合、共通学力検査及び諸検査等並びに選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

４ 第二次募集

第一次募集の合格者数が募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。この場合、共通学力検査及び諸検査等並びに選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

Ⅲ 令和９年度宮城県立支援学校高等学園等入学者選考要項

第１ 学校名、学科名、修業年限及び募集定員

学 校 名	学 科	修業年限	募集定員
岩 沼 高 等 学 園	産 業 技 術 科	3	4 0
岩 沼 高 等 学 園 川 崎 キ ャ ン パ ス	産 業 技 術 科	3	8
小 牛 田 高 等 学 園	普 通 科	3	2 4
女 川 高 等 学 園	産 業 技 術 科	3	2 4
秋保かがやき支援学校高等部	産 業 技 術 科	3	3 2

第２ 第一次募集（高等学園等）

１ 出願資格

県立支援学校高等学園等に出願できる資格を有する者は、令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項「３ 宮城県立支援学校高等学園等」（P47 参照）に定めるところによる。

２ 出願制限

- （１） 出願できる県立支援学校高等学園等是一个の学校に限るものとする。
- （２） 県立支援学校高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者は、県立支援学校高等学園等の第二次募集と特別支援学校高等部の第一次募集に併願することができる。
- （３） 県立支援学校高等学園等の第二次募集に合格した者は、公立特別支援学校の第一次募集を受検することはできない。
- （４） 出願した県立支援学校高等学園等の第一募集又は第二次募集に合格した場合は、公立高等学校への出願は認めない。

３ 出願手続

- （１） 志願者は、出願に必要な書類を志願先の県立支援学校高等学園等の校長に請求する。
- （２） 志願先の県立支援学校高等学園等の校長は、出願に必要な書類を志願者に交付する。
- （３） 志願者は、入学願書及び県立支援学校高等学園等の校長が指定した書類を、出身学校長に提出し、出身学校長は志願先の県立支援学校高等学園等の校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒１通（志願先の県立支援学校高等学園等の校長が指定する大きさの封筒に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。）と併せて、志願先の県立支援学校高等学園等の校長に送付すること。

- （４） 出願書類を受理した県立支援学校高等学園等の校長は、出願者の出身学校長に対して、出願者の受検番号を付した受検票を送付する。出願者は、出身学校長から受検票を受け取る。
- （５） 出願に係る手数料は、徴収しない。
- （６） 出願先の県立支援学校高等学園等において受理した書類（受検票送付用封筒、切手等を含む。）は、出願の取消等があっても返還しない。

4 出願期間

- (1) 出願期間は、令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項「3 宮城県立支援学校高等学園等」(P47 参照)に定めるところによる。
- (2) 受付時間は、土曜日、日曜日、及び祝日等を除く、午前9時から午後4時までとする。

5 県外からの出願

- (1) 出願資格と出願承認の申請

ア 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者。

イ ・他の都道府県に住所を有する者

・他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和9年3月卒業見込みの者

・中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和9年3月修了見込みの者

上記のア及びイに該当し、やむを得ない理由(下記)により本県の県立支援学校高等学園等に志願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認のための書類を志願先の県立支援学校高等学園等の校長に提出し、承認を得なければならない。

記

「やむを得ない理由」

1 住所の異動によるもの

(1) 保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を県内に異動せざるを得ない場合

(2) その他、特別な事情によって住所を県内に異動せざるを得ない場合

承認に当たっては、異動の事由を客観的に証明する次のいずれかの書類が提出されている者に限り、それらを資料として判断することとし、提出されない場合は承認しない。

ア 住所に関する証明書

社宅等の入居証明書、家屋の賃貸契約書、持家の登記簿謄本、建築確認通知書の写し等のいずれかの書類

イ 転勤、在勤等を証明する書類

2 その他

本県の県立支援学校高等学園等に入学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合

- (2) 提出書類と出願承認手続(以下、秋保かがやき支援学校の場合は、特別支援学校高等部の様式とする。)

ア 出願承認のための提出書類は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認願(様式第1号)

(イ) 本県の支援学校高等学園等に志願する理由を証明する書類

イ 出願承認手続の受付期間は、令和8年10月21日(水)から令和8年11月6日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とする。

なお、出願承認手続は、遅滞なく行うこと。

ウ 県立支援学校高等学園等の校長は、県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認願(様式第1号)を申請した者について審査の上、その理由が特にやむを得ないと認めたときは、

志願者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認書（様式第2号）を交付する。

エ 県立支援学校高等学園等への出願の承認を受けた者は、出願に際して、県立支援学校高等学園等の校長から交付された県外からの宮城県立支援学校高等学園出願承認書（様式第2号）を出願書類に添え、出身学校長を経て出願する県立支援学校高等学園等の校長に提出する。

6 出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立支援学校高等学園出願取消し届（様式第3号）により出身学校長を経て、速やかに出願先の県立支援学校高等学園等の校長に届け出るとともに、受検票を返還する。

※ 県立支援学校高等学園第二次募集に合格した場合の出願の取り消しの流れ(P23 参照)

7 追検による選考の実施

(1) 第一次募集選考日当日に各県立支援学校高等学園等で実施する共通学力検査及び諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。

(2) 追検による選考は、第一次募集選考日当日に共通学力検査及び諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

ア インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者

イ その他、やむを得ない事由のある者

(3) 第一次募集選考日当日において、共通学力検査のうち一教科でも受検した場合には、追検による選考を認めない。

(4) 追検による選考における共通学力検査及び諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。

(5) 実施上の手続は以下のとおりである。

ア やむを得ない事由により共通学力検査及び諸検査等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。

イ 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時まで、出願先の県立支援学校高等学園等の校長へ電話等で連絡する。

ウ 当該出身学校長は、令和8年12月11日（金）午後5時まで、追検による選考申請書（様式第7号－1）に証明書類等を添付し、出願先の県立支援学校高等学園等の校長へ持参又は郵送する。

エ 申請書及び証明書類等（以下申請書類という。）を受理した出願先の県立支援学校高等学園等の校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証（様式第7号－2）を送付する。

オ 追検による選考を認められた出願者は、追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証（様式7号－2）の写しを受付で提示し受検する。

カ 追検による選考に関係する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

8 選考期日及び合格者の発表

(1) 下記の期日に選考を行う。

学 校	第一次募集選考日	合格発表日
県立支援学校高等学園 秋保かがやき支援学校産業技術科	令和8年12月10日(木) ※追検による選考を実施する場合 令和8年12月15日(火)	令和8年12月18日(金)

(2) 合格者の発表は、合格発表日の午後3時に出願先の県立支援学校高等学園等において受検番号によって行う。

なお、結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒1通（出願先の県立支援学校高等学園等の校長が指定する大きさの封筒、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。）を出願先の県立支援学校高等学園等の校長に送付すること。

第3 第二次募集（高等学園等）

1 第二次募集の実施

- (1) 合格者が募集定員に満たない学科について、第二次募集を行う。
- (2) 第二次募集を行う学校の出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

2 出願資格

第二次募集に出願できる者は、令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・高等学園等及び専攻科入学者募集要項に定めるところによる者のうち、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県立支援学校高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者又は県立支援学校高等学園等の第一次募集に出願したが、病気や不慮の事故等で受検できなかった者。
- (2) 県外からの出願承認期間以降に、やむを得ない理由により本県の県立支援学校高等学園等に志願しようとする者で、県外の特別支援学校への入学意思がないことが確認できる者。

3 出願制限

- (1) 出願できる県立支援学校高等学園等は、第二次募集を実施する県立支援学校高等学園等の一つに限る。ただし、県立特別支援学校高等部の第一次募集を併願することができる。
- (2) 県立支援学校高等学園等の第一次募集による合格者は、第二次募集に出願できない。

第4 入学の辞退（高等学園等）

合格者のうち、やむを得ない事由により入学を辞退する者は、入学辞退届（様式第4号）により出身学校長を経て出願先の県立支援学校高等学園等の校長に届け出る。（P4 出願制限(4)留意）

第5 その他（高等学園等）

1 共通学力検査教科別得点の簡易開示

共通学力検査教科別得点の簡易開示を希望する受検者等は、受検した県立支援学校高等学園等に直接申し出ること。

なお、開示期間は合格発表日から1か月間とする。

2 共通学力検査及び諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

- (1) 出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者が県立支援学校高等学園等に志願する場合、共通学力検査及び諸検査等について、出願期間前のできるだけ早い時期に、志願する県立支援学校高等学園等と電話等で連絡・調整の上、県立支援学校高等学園等の校長に受検上の配慮申請書（様式第8号－1）により申請する。
- (2) 受検上の配慮申請書（様式第8号－1）を受理した県立支援学校高等学園等の校長は、宮城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知（様式第8号－2）により通知する。

3 東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の取扱い

東日本大震災の被災により区域外就学している生徒が本県内の県立特別支援学校高等部・高等学園等及び専攻科への入学を希望する場合には、令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者選考要項の居住区域の定めに関わらず、「令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科入学者選考における東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置」（P41 参照）のとおり取扱う。

IV 令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考方針

県立特別支援学校の高等部及び専攻科に係る入学者の選考は、県立特別支援学校の教育目的の実現及び児童生徒の健全育成と適切な教育支援を期し、厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各県立特別支援学校は、入学希望者が県立特別支援学校高等部又は専攻科の教育を受けることが適切かどうかについて、中学校長、義務教育学校長、中等教育学校長、高等学校長及び特別支援学校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書及び県立特別支援学校で実施する諸検査等の結果に基づいて、総合的に判断する。
- (2) 入学者の選考に当たっては、厳正を期するために各県立特別支援学校に、選考委員会を設置するものとする。

2 第一次募集

- (1) 県立特別支援学校は、障害種に応じて第一次募集を実施する。入学者の選考に当たって県立特別支援学校長は、調査書、県立特別支援学校で実施する諸検査等の結果等を考慮し、総合的に判断する。
- (2) 諸検査等
 - ア 諸検査等の実施期日は、宮城県教育委員会が定める。
 - イ 諸検査等の内容及び実施方法は、県立特別支援学校において適切に定める。
 - ウ 諸検査等の内容及び実施方法は、障害の状態、発達の段階、特性等に十分配慮する。

3 追検による選考の実施

県立特別支援学校は、第一次募集選考日当日に、やむを得ない事由により受検できなかった者を対象に、追検による選考を実施する。この場合、諸検査等及び選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

4 第二次募集

第一次募集の合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。この場合、諸検査等及び選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

V 令和9年度宮城県立特別支援学校高等部（知的障害）入学者選考要項

第1 高等部設置学校名、学科名、修業年限及び募集定員

学 校 名	学 科	修業年限	募集定員
光 明 支 援 学 校	普 通 科	3	3 5
石 巻 支 援 学 校	普 通 科	3	3 5
気 仙 沼 支 援 学 校	普 通 科	3	1 9
名 取 支 援 学 校	普 通 科	3	2 1
角 田 支 援 学 校	普 通 科	3	1 6
迫 支 援 学 校	普 通 科	3	1 1
金 成 支 援 学 校	普 通 科	3	1 9
古 川 支 援 学 校	普 通 科	3	1 9
西 多 賀 支 援 学 校(知的)	普 通 科	3	3
山 元 支 援 学 校(知的)	普 通 科	3	1 1
利 府 支 援 学 校	普 通 科	3	1 1
小 松 島 支 援 学 校	普 通 科	3	1 9
秋 保 か が や き 支 援 学 校	普 通 科	3	1 1
松 陵 支 援 学 校	普 通 科	3	2 2

第2 第一次募集（知的障害）

1 出願資格

県立特別支援学校の高等部に出席できる資格を有する者は、令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項（P46 参照）に定めるところによる。

2 出願制限

- （1） 出席できる県立特別支援学校高等部は一つに限るものとする。
- （2） 県立高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者は、県立高等学園等の第二次募集と県立特別支援学校高等部の第一次募集を併願することができる。
- （3） 県立高等学園等の第二次募集に合格した者は、県立特別支援学校の第一次募集を受検することはできない。
- （4） 出席した知的障害の県立特別支援学校高等部に合格した場合は、公立高等学校への出席は認めない。

3 出願手続

- （1） 志願者は、出席に必要な書類を出席先の県立特別支援学校の校長に請求する。
- （2） 志願先の県立特別支援学校の校長は、出席に必要な書類を志願者に交付する。

- (3) 志願者は、入学願書及び県立特別支援学校長が指定した書類を、出身学校長に提出し、出身学校長は志願先の県立特別支援学校長に提出する。
- なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒1通(出願先の県立特別支援学校長が指定する大きさの封筒に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。)と併せて、志願先の県立特別支援学校長に送付すること。
- (4) 出願書類を受理した県立特別支援学校長は、出願者の出身学校長に対して、出願者の受検番号を付した受検票を送付する。出願者は、出身学校長から受検票を受け取る。
- (5) 出願に係る手数料は、徴収しない。
- (6) 出願先の県立特別支援学校において受理した書類(受検票送付用封筒、切手等を含む。)は、志願の取消等があっても返還しない。

4 出願期間

- (1) 出願期間は、令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項(P46 参照)に定めるところによる。
- (2) 受付時間は、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後4時までとする。

5 県外からの出願

- (1) 出願資格と出願承認の申請

- ・他の都道府県に住所を有する者
- ・他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和9年3月卒業見込みの者
- ・中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和9年3月修了見込みの者

上記に該当し、やむを得ない理由(下記)により本県の県立特別支援学校高等部に出願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認願等の書類を志願先の県立特別支援学校長に提出し、承認を得なければならない。

※ 前記の出願資格において審査が困難な場合は、県立特別支援学校長はあらかじめ県教育委員会と協議を行うものとする。

記

「やむを得ない理由」

1 住所の異動によるもの

- (1) 保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を県内に異動せざるを得ない場合
- (2) その他、特別な事情によって住所を県内に異動せざるを得ない場合

承認に当たっては、異動の事由を客観的に証明する次のいずれかの書類が提出されている者に限り、それらを資料として判断することとし、提出されない場合は承認しない。

ア 住所に関する証明書

社宅等の入居証明書、家屋の賃貸契約書、持家の登記簿謄本、建築確認通知書の写し等のいずれかの書類

イ 転勤、在勤等を証明する書類

2 その他

本県の県立特別支援学校に入学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合。

(2) 提出書類と出願承認手続

ア 出願承認のための提出書類は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第1号）

(イ) 本県の県立特別支援学校高等部に志願する理由を証明する書類

イ 出願承認手続きの受付期間は、令和8年11月11日（水）から令和8年12月4日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

なお、出願承認手続きは、遅滞なく行うこと。

ウ 県立特別支援学校長は、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第1号）を申請した者について審査の上、その理由がやむを得ないと認めたときは、出願者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第2号）を交付する。

エ 県立特別支援学校高等部への出願の承認を受けた者は、出願に際して、県立特別支援学校長から交付された県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第2号）を出願書類に添え、出身学校長を経て出願する県立特別支援学校長に提出する。

6 出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届（様式第3号）により出身学校長を経て、速やかに出願先の県立特別支援学校長に届け出るとともに、受検票を返還する。

※県立支援学校高等学園等第二次募集に合格した場合の出願の取り消しの流れ（P23 参照）

7 追検による選考の実施

(1) 第一次募集選考日当日に各県立特別支援学校で実施する諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。

(2) 追検による選考は、第一次募集選考日当日に諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

ア インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者

イ その他、やむを得ない事由のある者

(3) 第一次募集選考日当日において、諸検査等のうち一つでも受検した場合には、出願先の県立特別支援学校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断

することとする。

(4) 追検による選考における諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。

(5) 実施上の手続きは以下のとおりとする。

ア やむを得ない事由により諸検査等を受検できなくなった受検者は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。

イ 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時まで、出願先の県立特別支援学校長へ電話等で連絡する。

ウ 当該出身学校長は、令和9年1月18日(月)午後5時まで、追検による選考申請書(様式第7号-1)に証明書類等を添付し、出願先の県立特別支援学校長へ持参又は郵送する。

エ 申請書及び証明書類等(以下「申請書類」という)を受理した出願先の県立特別支援学校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証(様式第7号-2又は4)を送付する。

オ 追検による選考を認められた受検者は、追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証の写しを受付で提示し受検する。

カ 追検による選考に係る書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

8 選考期日及び合格者の発表

(1) 各県立特別支援学校では、下表の期日に選考及び合格者の発表を行う。

学 校	第一次募集選考日	合格発表日
県立特別支援学校(知的障害)の高等部	令和9年1月15日(金) ※追検による選考を実施する場合 令和9年1月19日(火)	令和9年1月21日(木)

(2) 合格者の発表は、合格発表日の午後3時に、出願先の県立特別支援学校において受検番号によって行う。

なお、結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒1通(出願先の県立特別支援学校長が指定する大きさの封筒、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。)を出願先の県立特別支援学校長に送付すること。

第3 第二次募集(知的障害)

1 第二次募集の実施

(1) 合格者数が募集定員に満たない学科について、第二次募集を行う。

(2) 第二次募集を行う学校の出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

2 出願資格

第二次募集に出願できる者は、令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項(P46 参照)に定めるところによる者のうち、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本県の県立特別支援学校高等部及び県立高等学園等を受検し、合格していない者。
- (2) 本県の県立特別支援学校の高等部の第一次募集又は本県の県立高等学園に出願したが、病気や不慮の事故等で受検できなかった者。
- (3) 県外からの出願承認期間以降に、やむを得ない事由により県外から一家転住してきた者で、県外の特別支援学校への入学意思がないことを確認できる者。

3 出願制限

- (1) 出願できる県立特別支援学校高等部は、第二次募集を実施する県立特別支援学校高等部の一つに限る。
- (2) 本県の県立特別支援学校高等部及び県立高等学園等の第一次募集による合格者は、第二次募集に出願できない。

第4 入学の辞退（知的障害）

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式第4号）により出身学校長を経て出願先の県立特別支援学校長に届け出る。

第5 その他（知的障害）

1 学力検査教科別得点の簡易開示

学力検査教科別得点の簡易開示について、希望する受検者等は、受検した県立特別支援学校等に直接申し出ること。なお、開示期間は、合格発表日から1か月間とする。

2 諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

- (1) 出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者が県立特別支援学校に志願する場合、諸検査等について、出願期間前のできるだけ早い時期に、志願する県立特別支援学校と電話等で連絡・調整の上、県立特別支援学校長に受検上の配慮申請書（様式第8号－1）により申請する。
- (2) 受検上の配慮申請書（様式第8号－1）を受理した県立特別支援学校長は、宮城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知（様式第8号－2）により通知する。

3 東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の取扱い

東日本大震災の被災により区域外就学している生徒が本県内の県立特別支援学校高等部・高等学園等及び専攻科への入学を希望する場合には、令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者選考要項の居住区域の定めに関わらず、「令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科入学者選考における東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置」（P41 参照）のとおり取扱う。

VI 令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科（知的障害以外） 入学者選考要項

第1 高等部及び専攻科設置学校名、学科名、修業年限及び募集定員

1 高等部

学 校 名	学 科	修業年限	募集定員
視 覚 支 援 学 校	普 通 科	3	11
	保 健 理 療 科	3	8
聴 覚 支 援 学 校	普 通 科	3	8
	工 業 技 術 科	3	8
	生活デザイン科	3	8
船 岡 支 援 学 校	普 通 科	3	20
西 多 賀 支 援 学 校(病弱)	普 通 科	3	11
山 元 支 援 学 校(病弱)	普 通 科	3	3

2 専攻科

学 校 名	学 科	修業年限	募集定員
視 覚 支 援 学 校	理 療 科	3	8
	保 健 理 療 科	3	8
聴 覚 支 援 学 校	工 業 技 術 科	2	8
	生活デザイン科	2	8

第2 第一次募集（知的障害以外）

1 出願資格

県立特別支援学校高等部及び専攻科に出願できる資格を有する者は、令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・高等学園等及び専攻科入学者募集要項（P45 参照）に定めるところによる。

2 併願の不可

出願できる県立特別支援学校高等部及び専攻科は一つの学校に限るものとする。また、県立高等学園等及び公立高等学校との併願は認めない。

3 出願手続

- (1) 志願者は、出願に必要な書類を志願先の県立特別支援学校の校長に請求する。
- (2) 志願先の県立特別支援学校の校長は、出願に必要な書類を志願者に交付する。
- (3) 志願者は、入学願書及び県立特別支援学校長が指定した書類を、出身学校長に提出し、出身学校長は志願先の県立特別支援学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒1通(志願先の県立特別支援学校長が指定する大きさの封筒に簡易書留

速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。)と併せて、志願先の県立特別支援学校長に送付すること。

- (4) 出願書類を受理した県立特別支援学校長は、出願者の出身学校長に対して、出願者の受検番号を付した受検票を送付する。出願者は、出身学校長から受検票を受け取る。
- (5) 出願に係る手数料は、徴収しない。
- (6) 出願先の県立特別支援学校において受理した書類(受検票送付用封筒、切手等を含む。)は、出願の取り消し等があっても返還しない。

4 出願期間

- (1) 出願期間は、令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項(P45 参照)に定めるところによる。
- (2) 受付時間は、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後4時までとする。ただし、受付最終日は、午前11時までとする。

5 県外からの出願

- (1) 出願資格と出願承認の申請

ア 高等部

- ・他の都道府県に住所を有する者
- ・他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和9年3月卒業見込みの者
- ・中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは令和9年3月修了見込みの者。

上記に該当し、やむを得ない理由(P17 参照)により本県の特別支援学校高等部に出願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認願等の書類を出願先の県立特別支援学校長に提出し、承認を得なければならない。

イ 専攻科

他の都道府県に住所を有する者で、他の都道府県の高等学校、特別支援学校高等部を卒業した者若しくは令和9年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了した者若しくは令和9年3月に修了見込みの者。

上記に該当し、やむを得ない理由(P17 参照)により本県の県立特別支援学校専攻科に出願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認願等の書類を出願先の県立特別支援学校長に提出し、承認を得なければならない。

※ 前記の出願資格において審査が困難な場合は、県立特別支援学校長はあらかじめ県教育委員会と協議を行うものとする。

記

「やむを得ない理由」

1 住所の異動によるもの

- (1) 保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を県内に異動せざるを得ない場合
- (2) その他、特別な事情によって県内に住所を異動せざるを得ない場合

承認に当たっては、異動の事由を客観的に証明する次のいずれかの書類が提出されている者に限り、それらを資料として判断することとし、提出されない場合は承認しない。

ア 住所に関する証明書

社宅等の入居証明書、家屋の賃貸契約書、持家の登記簿謄本、建築確認通知書の写し等のいずれかの書類

イ 転勤、在勤等を証明する書類

2 その他

本県の県立特別支援学校に就学することが、やむを得ないと認められる合理的事由がある場合。

(2) 提出書類と出願承認手続

ア 出願承認のための提出書類は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第1号）

(イ) 本県の特別支援学校高等部又は専攻科に出願する理由を証明する書類

イ 出願承認手続きの受付期間は、令和8年12月9日（水）から令和9年2月9日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

なお、出願承認手続きは、遅滞なく行うこと。

ウ 県立特別支援学校長は、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第1号）を申請した者について審査の上、その理由がやむを得ないと認めたときは、出願者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第2号）を交付する。

エ 県立特別支援学校高等部又は専攻科への出願の承認を受けた者は、出願に際して、県立特別支援学校長から交付された県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第2号）を出願書類に添え、出身学校長を経て出願する県立特別支援学校長に提出する。

6 出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届（様式第3号）により出身学校長を経て、速やかに出願先の県立特別支援学校長に届け出るとともに、受

検票を返還する。

7 追検による選考の実施

(1) 第一次募集選考日当日に県立特別支援学校で実施する諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。

(2) 追検による選考は、第一次募集選考日当日に諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

ア インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者

イ その他やむを得ない事由のある者

(3) 第一次募集選考日当日において、諸検査等のうち一つでも受検した場合には、出願先の県立特別支援学校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。

(4) 追検による選考における諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。

(5) 実施上の手続きは以下のとおりとする。

ア やむを得ない事由により諸検査等を受検できなくなった受検者は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。

イ 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時まで、出願先の県立特別支援学校長へ電話等で連絡する。

なお、専攻科の出願者で、過年度卒業等により出身学校長を経て連絡することが難しいなど、やむを得ない事由がある者は、出願者本人が直接選考日当日の午後4時まで、出願先の県立特別支援学校長へ電話等で連絡する。

ウ 当該出身学校長は、令和9年3月4日（木）午後5時まで、追検による選考申請書（様式第7号－1）に証明書類等を添付し、出願先の県立特別支援学校長へ持参又は郵送する。

なお、前項（2）イで示したやむを得ない事由がある専攻科の受検者は、令和9年3月4日（木）午後5時まで、追検による選考申請書（様式第7号－3）に証明書類等を添付し、出願先の県立特別支援学校長へ持参又は郵送する。

エ 申請書及び証明書類等（以下「申請書類」という）を受理した出願先の県立特別支援学校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長及び前項（2）イで示したやむを得ない事由がある専攻科の出願者宛てに追検による選考受検許可証（様式第7号－2又は4）を送付する。

オ 追検による選考を認められた出願者は追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証の写しを受付で提示し受検する。

カ 追検による選考に係る書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

8 選考期日及び合格者の発表

(1) 各県立特別支援学校では、下表の期日に選考及び発表を行う。

学 校	第一次募集選考日	合格発表日
視覚支援学校の高等部・専攻科 聴覚支援学校の高等部・専攻科 船岡支援学校の高等部 西多賀支援学校の高等部（病弱） 山元支援学校の高等部（病弱）	令和9年3月3日（水） ※追検による選考を実施する場合 令和9年3月9日（火）	令和9年3月15日（月）

(2) 合格者の発表は、合格発表日の午後3時に出願先の県立特別支援学校において受検番号によって行う。

なお、結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒1通（出願先の県立特別支援学校長が指定する大きさの封筒、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。）を出願先の県立特別支援学校長に送付すること。

第3 第二次募集（知的障害以外）

1 第二次募集の実施

- (1) 合格者数が募集定員に満たない学科について、第二次募集を行う。
- (2) 第二次募集を行う学校の出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

2 出願資格

第二次募集に出願できる者は、令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者募集要項（P45 参照）に定めるところによる者のうち、以下のいずれかに該当する者とする。ただし、以下のいずれかに該当しない場合でも、志願先の県立特別支援学校長がやむを得ない理由があると判断した者は出願できるものとする。

- (1) 県立特別支援学校高等部及び専攻科の第一次募集を受検し合格していない者又は本県の県立支援学校高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者。
- (2) 県立特別支援学校高等部及び専攻科の第一次募集又は県立高等学園等の第一次募集に出願したが、病気や不慮の事故等で受検できなかった者。
- (3) 県外からの出願承認期間以降に、やむを得ない理由により本県の県立特別支援学校高等部及び専攻科に出願しようとする者で、県外の特別支援学校への入学意思がないことを確認できる者。

3 出願制限

- (1) 出願できる県立特別支援学校高等部及び専攻科は、第二次募集を実施する県立特別支援学校高等部及び専攻科の一つに限る。
- (2) 県立特別支援学校高等部及び専攻科並びに県立高等学園等の第一次募集による合格者

は、第二次募集に出願できない。

第4 入学の辞退（知的障害以外）

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式第4号）により出身学校長を経て出願先の県立特別支援学校長に届け出る。

第5 その他（知的障害以外）

1 学力検査教科別得点の簡易開示

学力検査教科別得点の簡易開示について、希望する受検者等は、受検した県立特別支援学校に直接申し出ること。なお、開示期間は、合格発表日から1か月間とする。

2 諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

- （1） 出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者が県立特別支援学校に出願する場合、諸検査等について、出願期間前のできるだけ早い時期に、出願する県立特別支援学校と電話等で連絡・調整の上、県立特別支援学校長に受検上の配慮申請書（様式第8号－1）により申請する。
- （2） 受検上の配慮申請書（様式第8号－1）を受理した県立特別支援学校長においては、宮城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知（様式第8号－2）により通知する。

3 東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の取扱い

東日本大震災の被災により区域外就学している生徒が本県内の県立特別支援学校高等部・高等学園等及び専攻科への入学を希望する場合には、令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・支援学校高等学園等及び専攻科入学者選考要項の居住区域の定めに関わらず、「令和9年度宮城県立特別支援学校高等部・高等学園及び専攻科入学者選考における東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置」（P41 参照）のとおり取扱う。